

<一般名処方加算に関して>

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院でも後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

その一環として、当院では令和6年10月より<院外処方箋>に関して後発医薬品のある医薬品については「一般名処方」を行います。

※一般名処方とは

①一般名（有効成分の名称）を記載し処方することを「一般名処方」といいます。

②厚生労働省の記載方法に準じて

[般] + [一般名] + [剤形] + [含量] で記載されます。

「一般名処方」で記載された処方箋では、有効成分が同一である医薬品が複数あった場合には先発品でも後発医薬品でも薬剤師さんと相談して選ぶことができます。後発医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者さんの負担軽減や国の医療費削減につながります。

一般名処方について、ご不明な点がございましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和6年10月

医療機関名：医療法人 三泉会 西原内科循環器科